

○国見町ブロック塀等改修支援事業補助金交付要綱

(令和4年6月23日告示第97号)

(目的)

第1条 国見町は、国見町耐震改修促進計画に基づき、地震による避難路に面するブロック塀等の倒壊を防止し、町民生活の安全性確保・向上を図るため、ブロック塀等の安全対策を行う所有者又は管理者に対し、国見町補助金等の交付等に関する規則（昭和63年国見町規則第2号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造の塀、レンガ造の塀、石造の塀及びその他の組積造の塀（基礎を含む。）
- (2) 避難路 国見町耐震改修促進計画に位置付けられた避難路をいう。
- (3) 塀の高さ 道路の路面から塀の上端までの高さをいう。
- (4) 撤去工事 ブロック塀等の解体、解体材の運搬及び処分、存置となる塀の取合い部補修及び補強に係る工事をいう。
- (5) 一部撤去工事 80cmを超える塀を80cm以下にする部分撤去、解体材の運搬及び処分、存置となる塀の取合い部の補修及び補強に係る工事をいう。
- (6) ブロック塀等に関する基準 法施行令第62条の8（コンクリートブロック造の塀）又は法施行令第61条（組積造の塀）の規定による基準をいう。
- (7) 造り替え工事 ブロック塀等を撤去した場所に高さ80cm以下のブロック塀等やフェンス又は生垣の新設を行う工事をいう。
- (8) 補助事業者 町から補助金の交付を受けて本事業を実施する者をいう。

(補助金の対象となる塀)

第3条 補助金の対象となるブロック塀等は、町内に存する次の各号全てに該当するものとする。

- (1) 避難路に面する部分
- (2) 高さ80cmを超えるもの
- (3) 地震時に倒壊のおそれがある又はブロック塀等に関する基準の確認ができないもの
- (4) 工事に着手していないもの
- (5) この告示又は他の事業による補助を受けていないもの
- (6) 公共工事等の補償対象でないもの
- (7) 売地や建物解体に関連した工事でないもの

- (8) 補助金の交付決定年度内に工事が完了するもの
 - (9) 自ら行う改修工事でないもの
- (補助金の対象工事)

第4条 補助金の対象となるブロック塀等の工事は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 撤去工事
 - (2) 一部撤去工事
 - (3) ブロック塀等に関する基準を満たすための補強工事（以下「補強工事」という。）
 - (4) 造り替え工事
- (補助金の対象者)

第5条 補助金の対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすブロック塀等の所有者又は管理者とする。

- (1) 町税等の滞納のない者
 - (2) 国、地方公共団体及びその他これらに準ずる団体ではない者
 - (3) 同一敷地内のブロック塀等について、以前に本事業の補助を受けたことがない者
- (補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象となる経費の2/3の金額とし、10万円を限度とする。この場合において、対象となる経費については、実際に工事に要した費用とし、15万円を上限とする。

2 前項の規定に基づき算出した費用の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第7条 ブロック塀等改修支援事業補助金の交付を受けようとする者は、工事着手前に事前協議書（第1号様式）に、位置図及びブロック塀等の点検表（第2号様式）を添えて町長に提出し、必要な協議を行わなければならない。

(補助金交付の申請)

第8条 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請は、工事着手前に補助金交付申請書（第3号様式）に、次に掲げる関係書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 現況の平面図・立面図
- (3) 工事後の平面図・立面図・構造図（補強及び造り替えをする場合）
- (4) 工事請負業者の工事見積書（撤去・処分・造り替え・経費などが判るもの）
- (5) 工事着工前の写真（ブロック塀等全景及び改修箇所）
- (6) 町税等の未納がないことを証明する書類（納税証明書の原本）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、申請に係る書類等を審査のうえ、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定(変更)通知書(第4号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(変更申請)

第10条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた補助事業者は、規則第6条の規定に基づき、町長の承認(当初の工事目的を変更しない範囲のもので補助金の額に変更を生じないものを除く。)を受けようとする場合は、事業変更申請書(第5号様式)に、次に掲げる関係書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 変更する内容を表した図面等

(2) 変更工事見積書

2 町長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容等を審査し、補助金交付決定(変更)通知書(第4号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、規則第8条に規定する交付申請の取下げを行うときは、事業中止(廃止)承認申請書(第6号様式)を町長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は補助金の交付決定を受けた補助事業者が、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽、その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたことが判明した場合

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が不適当と認める場合

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消したときは、補助金交付決定取消通知書(第7号様式)により補助事業者に通知する。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、対象工事が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 工事費請負契約書及び領収書の写し(工事請負業者の発行したものに限る。)

(2) ブロック塀等の取壊し、改修又は造り替えの施工前、施工中及び施工後の写真

(3) 完成図面

(4) 産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票)の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第14条 町長は、実績報告を受けて検査した結果、当該工事の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書(第9号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 15 条 町長は、前条の規定による補助金額の確定後に、補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、補助交付請求書（第 10 号様式）を町長に提出するものとする。

(その他)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 6 月 23 日から施行する。

第 1 号様式(第 7 条関係)

事前協議書

[別紙参照]

第 2 号様式(第 7 条関係)

ブロック塀等の点検表

[別紙参照]

第 3 号様式(第 8 条関係)

補助金交付申請書

[別紙参照]

第 4 号様式(第 9 条関係)

補助金交付決定（変更）通知書

[別紙参照]

第 5 号様式(第 10 条関係)

事業変更申請書

[別紙参照]

第 6 号様式(第 11 条関係)

事業中止（廃止）承認申請書

[別紙参照]

第7号様式(第12条関係)

補助金交付決定取消通知書

[別紙参照]

第8号様式(第13条関係)

実績報告書

[別紙参照]

第9号様式(第14条関係)

補助金額確定通知書

[別紙参照]

第10号様式(第15条関係)

補助金交付請求書

[別紙参照]